

研究ノート

ドイツ売買法における瑕疵責任の改正

—— 2016年5月18日ドイツ連邦政府改正草案の紹介 ——

古谷貴之

目次

I はじめに	IV 消費用動産売買
II 売買法改正の背景	V おわりに
III 売買総則	

I はじめに

ドイツ連邦政府は2016年5月18日、「請負契約法の改正及び売買法上の瑕疵責任の変更に関する法律案」⁽¹⁾(以下「改正案」という。)をドイツ連

(1) Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Bauvertragsrechts und zur Änderung der kaufrechtlichen Mängelhaftung, BT-Drucks. 18/8486. この法案が提出される以前には、連邦司法消費者保護省により「参事官草案(Referentenentwurf)」(2015年9月24日)が公表された。同草案については、Friedrich Graf von Westphalen, Der Referentenentwurf zur Änderung der kaufrechtlichen Mängelhaftung — Licht und Schatten, BB 2015, 2883.; Barbara Dauner-Lieb, Die geplante Änderung der kaufrechtlichen Mängelhaftung, NZBau 2015, 684.; Graf Wolffskeel v. Reichenberg/Jerger, Reform des Bauvertragsrechts und Änderungen der kaufrechtlichen Mängelhaftung, ZRP 2015, 237.; Thomas Schreiner und Ruben Pisal, Der (verschuldensunabhängige) Regressanspruch des Werkunternehmers bei Materialmängeln — bald endlich geltendes Recht?, BauR 2016, 181. を参照。この草案は連邦参議院に提出され(BReg-Drucks. 123/16: 2016年3月2日)、修正を加えた上で承認された(BR-Drucks. 123/16 (Beschluss): 2016年4月22日)。BReg-Drucks. 123/16. の分析として、Daniel Ulber, Aktuelles Gesetzgebungsvorhaben: Änderung der kaufrechtlichen Mängelhaftung, JuS 2016, 584. を参照。そして現在、改正案は連邦議会に提出されている。BT-Drucks. 18/8486. については、Graf Wolffskeel, Reform des Bauvertragsrechts und Änderungen der kaufrechtlichen Mängelhaftung — ein „update“, ZRP 2016, 76. を参照。さらに、2016年9月22日に公表されたドイツ連邦議会会議事録(Deutscher Bundestag, 18. Wahlperiode, Ausschuss für Recht und Verbraucherschutz, 105. Sitzung, Protokoll-Nr. 18/105.)も参照。

邦議会に上程した。この改正案は、ドイツ民法典（以下「BGB」と表記する。）の請負契約法と売買法の抜本的見直しを行うことを目的として提案されたものである。本稿は主に売買法の改正を取り上げるが、そこでは、売主の瑕疵責任に関する欧州司法裁判所（以下「EuGH」と表記する。）の判例をBGBへ統合する興味深い試みがされている（BGB新439条3項、同475条4項および5項）。さらに、現在では消費動産売買のみ適用される事業者の求償に関する規定（BGB現478条および同479条）を売買総則の箇所に置く改正が行われている（BGB新445a条および同445b条）。

本稿は、上記の新設規定を中心に改正案の内容を紹介し、若干の検討を試みるものである。叙述の順序は、以下の通りである。まず、今回の改正の契機となった2011年6月16日のEuGH（Weber/Putz）判決⁽²⁾を紹介する（下記Ⅱ）。この判決は既にわが国でも紹介されているが⁽³⁾、本稿でも改正案の検討に必要な限りで同判決を取り上げることにはしたい。その後、改正案の個別規定を概観する（下記ⅢおよびⅣ）。最後に、改正案について若干の検討を行い、わが国への示唆を述べたい（下記Ⅴ）。

Ⅱ 売買法改正の背景

1 追完の範囲をめぐる問題

売主が引き渡した目的物に瑕疵がある場合、買主は、売主に対して、BGB437条に定める救済手段（追完請求権、解除権、代金減額権および損

(2) EuGH, Urteil v. 16. 6. 2011, verbundene Rs. C-65/09 und C-87/09 (Weber und Putz) = NJW 2011, 2269.

(3) 原田剛「瑕疵ある消費動産を給付した売主の追完（取外しおよび取付け）義務（上）（下）」国際商事法務40巻3号460頁・4号626頁（2012年）、田中宏治「ドイツ新債務法における代物請求権の範囲——タイル事件——」千葉大学法学論集27巻2号（2012年）87頁、古谷貴之「消費者売買における追完の範囲と限界をめぐる問題——欧州司法裁判所2011年6月16日判決を中心に」中田邦博=鹿野菜穂子=松本克美編『消費者法と民法長尾治助先生追悼論文集』（法律文化社、2013年）141頁。

害賠償請求権)を行使することができる。買主が追完請求権を行使する場合(BGB437条1号、439条)、その内容は「修補」または「代物給付」であり、追完方法については買主が選択権を有するものとされている(BGB439条1項)。

ところで、追完の方法として「代物給付」(瑕疵のない物の引渡し——BGB439条1項後段)が問題となる場合において、売主による代物給付が行われるまでに買主が引渡しを受けた瑕疵ある物を他の物に取り付けていたとき、売主が、代物給付の内容として、瑕疵ある物を取り外し、代物給付する物を当該他の物へ(再度)取り付ける義務(または取外しおよび取付けに相当する費用)を負担すべきかどうかという問題が生じる。瑕疵ある物を引き渡した売主に帰責事由——ドイツでは原則として過失責任主義が採用されている(BGB276条1項)——が認められるときは、買主は、売主に対し、損害賠償を請求できるので(BGB280条以下)、この場合に売主が瑕疵ある物の取外しおよび瑕疵のない物の取付け義務(またはそれに相当する費用)を負担することに争いはない。しかし、瑕疵ある物を引き渡した売主に帰責事由がない場合に、買主が売主に対し上記のような内容の履行の追完を請求することができるかが問題となる。

2 判例の展開

(1) EuGH 判決に至るまで

BGHは当初、買主の本来の履行請求の内容が瑕疵のない物の引渡しに尽きる以上、追完請求の内容がそれ以上(瑕疵ある物の取外しおよび瑕疵のない物の取付け)に及ぶことはないとして、追完の範囲を限定的に解していた。リーディング・ケースとされる事件(「フローリング事件」)では、瑕疵あるフローリング材を提供した売主が代物給付により引き渡したフローリング材の(再度の)敷き詰め義務を負うか否かが争点となったが、BGHは、BGB437条3号、280条以下に定める損害賠償の要件がみだされる場合に限り、売主の瑕疵ある物の取付けに必要な費用の賠償責任が問題

となるにすぎないと判示して、その責任を否定した。⁽⁴⁾

その後、BGH は、代物給付における「取外し義務」の問題に取り組んだ。本件では、瑕疵あるタイルが引き渡された場合における売主のタイルの除去義務の有無が争われた（「タイル事件」）。追完請求権が本来の履行請求権とその法的性質を同じくするならば、売主の義務は瑕疵のない新たなタイルの引渡しに尽きるはずであり、それ以上に買主がすでに床に敷き詰めていたタイルを除去することまで売主が追完義務を負うことはないはずである。ところが、BGH は、このような解釈が、EC 指令（消費動産売買指令）⁽⁵⁾に抵触する可能性があるとし、2009 年 1 月 14 日の決定で、当該指令（3 条 2 項および 3 項）⁽⁶⁾の解釈を求めて EuGH に事件を付託した。⁽⁷⁾付託事項の一つは、代物給付に際して売主の瑕疵ある物の取外し義務を否定するという解釈が、消費者に「無償で」（指令 3 条 2 項、3 項 1 文）または「重大な不利益を課すことなく」（同 3 項 3 文）代替物を引き渡さなければならぬと定める指令に抵触するか否かである。

BGH 決定の約 1 か月後、自動食器洗い機の売買の事案で、ショルンドルフ区裁判所が、①瑕疵のない新たな物の取付け義務および②瑕疵ある物

(4) Vgl. BGHZ 177, 224=NJW 2008, 2837.

(5) 消費動産売買およびそれに付随する保証の一定の側面に関する 1999 年 5 月 25 日の欧州議会および理事会指令（Directive 1999/44/EC）。

(6) 消費動産売買指令 3 条 2 項

消費者は、適合性の欠如がある場合において、無償で、第 3 項に従い修補又は代替物の引渡しにより物品を契約適合的な状態にするよう求める権利又は第 5 項及び第 6 項に従い代金の減額若しくは契約を解除する権利を有する。

消費動産売買指令 3 条 3 項

第一に、消費者は、売主に対し、不能又は過分でない限り、無償で物品の修補又は代替物の引渡しを求める権利を有する。

ある救済手段が、次の各場合に定める事情を考慮したときに他の救済手段と比べて売主に不合理な費用を課す場合、その救済手段は過分とみなされる。

- 適合性の欠如がなかったならば物品が有したであろう価値

- 適合性の欠如の程度、及び

- 消費者に重大な不利益を課すことなく他の救済手段を行使することができるかどうか
修補又は代替物の引渡しは、物品の性質及び消費者が物品を取得した目的を考慮した上で、合理的期間内に、かつ消費者に重大な不利益を課すことなく行われなければならない。

(7) Vgl. BGH, NJW 2009, 1660.

の取外し義務の問題について EuGH へ事件を付託した⁽⁸⁾。このショルンドルフ区裁判所決定により、「取外し義務」の問題に加え、すでに BGH の判決（フローリング判決）により判断が確定していた「取付け義務」の問題についても EuGH で審理されることとなり、追完の範囲に関する総合的判断が期待されることとなった⁽⁹⁾。

(2) EuGH 判決

EuGH は 2011 年 6 月 16 日の判決で、売主は代物給付による追完に際して必要となる瑕疵ある物の取外しおよび瑕疵のない物の取付けまたはそれに相当する費用の賠償義務を負うべきであると判示した（Weber/Putz 判決）。EuGH によれば、この売主の義務は、当初の契約において売主が消費用動産の取付け義務を負っていたか否かにかかわらず認められるとい⁽¹⁰⁾う。

(3) EuGH 判決以降の展開

BGH は 2011 年 12 月 21 日判決で、EuGH (Weber/Putz) 判決に従い、消費用動産売買における買主の追完請求権は、瑕疵ある物の取外しおよび瑕疵のない物の取付けをも含むという趣旨で解釈すべきであると判示し、BGB439 条 1 項（代物給付）を指令適合的に拡大解釈した⁽¹¹⁾。この BGH の事案は、事業者・消費者間での売買契約（以下「B2C 契約」という。）に関するものであったため、EuGH (Weber/Putz) 判決の射程が事業者間契約（以下「B2B 契約」という。）にも及ぶかどうかについて直接には述べられていなかった。この問題は学説でも大きな議論を呼んだが、BGH は、2012 年 10 月 17 日の判決で、EuGH (Weber/Putz) 判決の射程は B2C 契約に限定されるとの判断を示した⁽¹²⁾。

(8) Vgl. AG Schorndorf, ZGS 2009, 525.

(9) EuGH において、BGH からの付託は事件番号 C-65/09 (Weber) として処理され、ショルンドルフ区裁判所からの付託は事件番号 C-87/09 (Putz) として処理された。そのうえで両事件は併合審理されることとなった。

(10) Vgl. EuGH, NJW 2011, 2269, 2273 (Rn. 62) (Weber/Putz).

(11) Vgl. BGH, NJW 2012, 1073.

(12) Vgl. BGH, NJW 2013, 220.

(4) 小括 —— BGB439 条 1 項の分裂した解釈

EuGH 判決とその後の 2 つの BGH 判決を受けて、BGB439 条 1 項の「瑕疵のない物の引渡し」の文言は、現在、B2C 契約と B2B 契約との間で異なる解釈に服することとなっている。すなわち、B2C 契約において事業者たる売主が瑕疵ある物を引き渡し、消費者たる買主がこの瑕疵ある物を他の物へ取り付けていた場合、売主は、代物給付に際し、瑕疵のない新たな物を引き渡すのみならず、すでに引き渡した瑕疵ある物を取り外し、かつ代物給付した瑕疵のない物を（再度）取り付ける義務を負う。これに対し、B2B 契約における売主は、瑕疵のない物の引渡し義務を負うのみであり、それ以上に取外しや取付け義務を負うことはない。

しかし、このように BGB439 条 1 項の文言（「瑕疵のない物の引渡し」）を B2C 契約の場合にのみ目的論的に拡大解釈すると、同一の文言について B2C 契約と B2B 契約との間で「分裂した解釈 (Gespaltene Auslegung)⁽¹³⁾」が行われることとなり、BGB の透明性が著しく損なわれる。ドイツ連邦政府は、このような不透明な状況を是正するべく、改正案において、追完の範囲に関する新たな規定を提案した。

III 売買総則

売買総則 (BGB 第 2 編 [債務関係法] 第 8 章 [個別の債務関係] 第 1 節 [売買・交換] 第 1 款 [売買総則]) における特に重要な改正は、次の 2 つである。第一に、EuGH (Weber/Putz) の判例が BGB 新 439 条 3 項において明文化されたことである。この規定は、B2C 契約のみならず、B2B 契約を含むすべての売買契約に適用される (下記 1)。第二に、事業者が消費者に対して瑕疵責任を履行した場合における当該事業者の自己の供給者に対する求償に関する規定が改正される。現行法は、供給の連鎖における最終買主が「消費者」の場合に売主の求償権を認めているが (BGB 現

(13) Vgl. Graf von Westphalen, BB 2015, 2883 f.

478条2項)、改正案は、その適用範囲を拡大し、供給の連鎖における最終買主が「事業者」の場合にも認めることとしている(下記2)。

以下では、改正案の具体的な内容を見ていくことにしたい。なお、条文の表記について、現行法の条文については「BGB〇条」とし、改正案の条文については「BGB-E〇条」とすることをあらかじめお断りしておく。

1 追完 (BGB-E439条)

(1) BGB-E439条3項

BGB439条は、第1項から第4項までで構成されている。改正案では、現2項と現3項との間に、新たに新3項が挿入される。この新3項において、EuGH (Weber/Putz) の判例が明文化される (BGB-E439条3項)。現3項と現4項は、それぞれ新4項と新5項に改められる。

(2) 規定の内容

BGB439条(追完)

- (1) 買主は、追完として、その選択に従い、瑕疵を除去し、又は瑕疵のない物の引渡しを請求することができる。
- (2) 売主は、追完のために必要な費用、特に、運送費、交通費、労務費及び材料費を負担しなければならない。
- (3) 売主は、買主が選択した追完に過分の費用がかかるときは、第275条第2項及び第3項の適用を妨げることなく、その追完を拒絶することができる。特に瑕疵のない状態における物の価値、瑕疵の程度及び買主に重大な不利益を被らせることなく他の追完をすることができたかを、その場合に考慮する。この場合において、買主の請求権は、他の追完に制限されるが、第1文の要件による売主の拒絶権を妨げない。
- (4) 売主は、追完のために瑕疵のない物

BGB-E439条(追完)

- (1) 買主は、追完として、その選択に従い、瑕疵を除去し、又は瑕疵のない物の引渡しを請求することができる。
- (2) 売主は、追完のために必要な費用、特に、運送費、交通費、労務費及び材料費を負担しなければならない。
- (3) 売主は、買主が瑕疵ある物をその種類及び使用目的に従って他の物へ取り付けたときは、追完により、その選択に従い、自ら瑕疵ある物を取り外し、修補した物又は引き渡した瑕疵のない物を取り付けるか、若しくは、これに要する費用を買主に賠償する義務を負う。売主は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、費用賠償義務のみを負う。
 1. 売主による瑕疵ある物の取外し及び修補した物又は引き渡した瑕疵のない物の取付けが、買主の正

を引き渡すときは、第 346 条から第 348 条までに従い、瑕疵のある物の返還を買主に請求することができる。

当な利益に反する場合

2. 売主が、買主が定めた相当な期間内に、自ら取外し及び取付けを行うことを示さない場合

第 442 条第 1 項は、契約締結時に代えて、瑕疵ある物の取付けを行う時点での買主の認識を基準として適用する。

- (4) 売主は、買主が選択した追完に過分の費用がかかるときは、第 275 条第 2 項及び第 3 項の適用を妨げることなく、その追完を拒絶することができる。特に瑕疵のない状態における物の価値、瑕疵の程度及び買主に重大な不利益を被らせることなく他の追完をすることができたかを、その場合に考慮する。この場合において、買主の請求権は、他の追完に制限されるが、第 1 文の要件による売主の拒絶権を妨げない。
- (5) 売主は、追完のために瑕疵のない物を引き渡すときは、第 346 条から第 348 条までに従い、瑕疵のある物の返還を買主に請求することができる。

(i) BGB-E439 条 3 項 1 文

①取外しおよび取付け

BGB-E439 条 3 項 1 文によれば、売主は、買主が瑕疵ある物をその種類および使用目的に従って他の物へ取り付けたときは、代物給付に際し、自ら瑕疵ある物を取り外し、引き渡した瑕疵のない物を取り付けるか、若しくはこれに要する費用を買主に賠償する義務を負う。この規定は EuGH (Weber/Putz) の判例を明文化したものであるが、同判例が原則として B2C 契約においてのみ拘束力を有するのに対し、改正案はその射程を B2C 契約以外にも —— とりわけ B2B 契約にも —— 及ぼすことを意図し

ている。B2B 契約において事業者たる売主が瑕疵ある物を引き渡した場合に事業者たる買主が瑕疵ある物の取外しおよび瑕疵のない物の（再度の）取付けに係る追完請求権を行使できることは、特に手工業者および建築業者にとって重要な意味をもつ。⁽¹⁴⁾ 現行法の下で請負の瑕疵がある場合、手工業者および請負業者は、注文者に対し、瑕疵ある建築資材の取外しと瑕疵のない代替資材の（再度の）取付けについて請負契約法上の追完義務を負うのに対し、当該瑕疵ある建築資材を引き渡した売買契約の相手方（事業者）に対しては瑕疵のない物の引渡ししか請求することができない。つまり、この手工業者や請負業者は、供給者である売主（事業者）と顧客である注文者（消費者）との間で「サンドイッチ状態」⁽¹⁵⁾に置かれることとなり、三者間でもっとも不利な立場に立たされる。BGB-E439 条 3 項が新設されることで、手工業者および請負業者は売主に対し取外しおよび取付けに係る義務の履行を求めることができ、このような不安定な状態を免れる。

②両方の追完方法（修補または代物給付）への適用

売主の取外しおよび取付け義務は、代物給付による追完の場合のみならず、修補による追完の場合にも認められる。すなわち、買主が瑕疵ある物を他の物へ取り付けていた場合において、買主が追完の方法として修補を選択するとき、売主は、修補を行うために瑕疵ある物を他の物から取り外し、修補後に修補した物を（再度）取り付ける義務を負う。⁽¹⁶⁾

③売主の選択権

BGB-E439 条 3 項 1 文によれば、売主は、自らの選択に従い、瑕疵ある物を取り外し、修補した物または引き渡した瑕疵のない物を取り付けるか、若しくはこれに要する費用を買主に賠償する義務を負う。売主には、いずれの義務を履行するかについて選択権が与えられる。売主は、安価な費用で自ら適切な取外しおよび取付けを行うことができるときは、それを選択

(14) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 39.

(15) Vgl. Dauner-Lieb, NZBau 2015, 684 f.

(16) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 39.

することで、自己の経済的利益を確保することができる。⁽¹⁷⁾

④購入物の種類および使用目的に従った取付け

瑕疵ある物を「その種類及び使用目的に従い」他の物へ取り付けたことが買主の権利行使要件となる。このような一定の制限を設けなければ、売主の取外しおよび取付けの範囲が無限定に広がることになり、妥当でないからである。なお、買主による他の物への取付けが「その種類及び使用目的に従い」行われたかどうかは、客観的に判断するものとされている。⁽¹⁸⁾

⑤購入物の適切かつ専門的に見て妥当な取付け

買主による他の物への取付けが適切でなく、また専門的に見て妥当性を欠く場合、売主は、その選択権を行使し、費用賠償義務を負うという選択をすることができる（BGB-E439 条 3 項 1 文後段）。この場合、売主の費用賠償義務は、売主が通常であれば支出したであろう費用に限定される。⁽¹⁹⁾

(ii) BGB-E439 条 3 項 2 文

BGB-E439 条 3 項 2 文は、第 1 文に基づく売主の選択権の制限を定める。BGB-E439 条 3 項 2 文 1 号によれば、売主による瑕疵ある物の取外しおよび修補した物または引き渡した瑕疵のない物の取付けが「買主の正当な利益に反する場合」には、売主の選択権は制限される。いかなる場合が「買主の正当な利益に反する」かは、個別事情に応じて判断される。たとえば、買主が技術的にみて複雑な装置に瑕疵ある購入物を取り付けたため、取外しおよび取付けに特別な専門知識が必要となる場合には、売主による取外しおよび取付けの実施が買主の正当な利益に反するとされる。また、BGB-E439 条 3 項 2 文 2 号により、買主が定めた相当な期間内に売主が取外しおよび取付けを行うことを示さなかった場合にも、売主の選択権は制限される。買主が定める期間の相当性は、個別事情に応じて判断される。⁽²⁰⁾

(17) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 39.

(18) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 39 f.

(19) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 40.

(20) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 40.

(iii) BGB-E439 条 3 項 3 文

BGB-E439 条 3 項 1 文から導かれる買主の権利は、買主が目的物に瑕疵があることを知って取り付けた場合には認められない (3 項 3 文)。買主が物の瑕疵を契約締結時点において既に知っていたときは、BGB442 条 1 項 1 文によって、そもそも買主の追完請求権を含む瑕疵担保法上の救済それ自体が否定される。それゆえ、BGB-E439 条 3 項 3 文は、契約締結後、物を取り付ける前に瑕疵を知っていた買主の権利を制限するものである。したがって、買主が契約締結時点では瑕疵を知らなかったものの、他の物へ取り付ける前に知っていたという場合には、BGB-E439 条 1 項に基づく買主の追完請求権は排除されないが、BGB-E439 条 3 項 1 文から導かれる権利は行使できない。買主が取り付け前に重大な過失によって物の瑕疵を知らなかったときは、BGB442 条 1 項 2 文が適用される。したがって、この場合、買主は、売主が瑕疵を故意に黙秘した場合または物の性状について保証した場合に限り、BGB-E439 条 3 項 1 文から導かれる権利を行使することができる⁽²¹⁾。

2 売主の求償／求償権の時効 (BGB-E445a 条、445b 条)

(1) 規定の趣旨

BGB-E445a 条および同 445b 条は、現在、消費動産売買にのみ適用される BGB478 条 (事業者の求償) および同 479 条 (求償権の時効) の適用範囲を拡大することを目的とする。

BGB478 条 1 項は、事業者が自己の供給者に対して追完のための期間設定を要することなく BGB437 条に基づく権利 (解除権、代金減額権および損害賠償請求権) を行使できることを明らかにする。同 2 項は、消費者との関係で追完義務を履行した事業者の自己の供給者に対する費用賠償請求を認める。いずれの規定も、供給の連鎖における最終買主が「消費者」の場合にのみ適用されるので、最終買主が「事業者」であるときは、1 項

(21) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 40 f.

および2項に基づく事業者の求償は認められない。

ところで、改正案の下では、上述した通り、B2B 契約における売主（事業者）も買主（事業者）に対して取外しおよび取付けの義務を負う（BGB-E439 条3項）。そして、この追完に要する費用は、時に売買代金の何倍にもなる。この売主の負担に鑑みると、売主の責任範囲の拡大に対応する形で売主の自己の供給者に対する求償の範囲を拡げるのが妥当である。このような観点から、改正案では、最終買主が「事業者」の場合でも、売主の求償を認めることとし（BGB-E445a 条1項および2項）、この求償を可能な限り供給連鎖における最初の供給者（瑕疵の創出者）まで及ぼすこととした（同3項）。

(2) 規定の内容

(i) BGB-E445a 条

BGB478 条（事業者の求償）

- (1) 売却された新規製造物に瑕疵があるため、事業者が当該物を引き取らなければならなかったとき、又は消費者が代金を減額したときは、事業者が当該物を売却した事業者（供給者）に対して消費者から主張された瑕疵を理由に第 437 条に掲げる権利を行使するためには、期間の定めを要しない。
- (2) 事業者は、新規製造物の売却において、消費者から主張された瑕疵がすでに当該事業者に危険が移転した時に存在していたときは、第 439 条第 2 項に基づいて消費者との関係において当該事業者が負担した費用の賠償を自己への供給者に対して請求することができる。
- (3) 第 1 項及び前項の場合においては、消費者への危険移転からその期間を起算することとして第 476 条を適用

BGB-E445a 条（売主の求償）

- (1) 売主は、新規製造物の売却において、買主から主張された瑕疵がすでに当該売主に危険が移転した時に存在していたときは、第 439 条第 2 項及び第 3 項並びに第 475 条第 4 項及び第 6 項に基づいて買主との関係において負担した費用の賠償を当該物を自己に売却した売主（供給者）に対して請求することができる。
- (2) 売却された新規製造物に瑕疵があるため、売主が当該物を引き取らなければならなかったとき、又は買主が代金を減額したときは、売主が買主から主張された瑕疵を理由に第 437 条に掲げる権利を行使するためには、期間の定めを要しない。
- (3) 前 2 項の規定は、債務者が事業者であるときは、供給の連鎖における供給者その他の買主がその売主に対して有する請求権について準用する。

する。

- (4) 供給者は、自己への瑕疵の通知前に行った合意で、第 433 条から第 435 条まで、第 437 条、第 439 条から第 443 条まで、本条第 1 項から前項及び第 479 条と異なる事業者に不利な当該合意を、求償権者に同等の補償が認められていないときは、援用することができない。第 1 文は、第 307 条の規定にかかわらず、損害賠償請求権の排除又は制限については適用しない。第 1 文に掲げる規定は、その規定を他の形式によって回避するときにも、適用する。
- (4) 商法第 377 条は、その適用を妨げない。
- (5) 前 4 項の規定は、債務者が事業者であるときは、供給の連鎖における供給者その他の買主がその売主に対して有する請求権について準用する。
- (6) 商法第 377 条は、その適用を妨げない。

① BGB-E445a 条 1 項

BGB-E445a 条 1 項は、BGB478 条 2 項に相当する。BGB-E445a 条 1 項は、買主から主張された物の瑕疵がすでに売主への危険移転の時に存在していた場合に、売主が、その供給者に対して、BGB-E439 条 2 項および 3 項、並びに、BGB-E475 条 4 項および 6 項に基づいて買主に対し負担した費用の賠償を請求できる旨を定めるものである。従来の「事業者」概念が「売主」に置き換えられ、また「消費者」概念が「買主」に置き換えられている。⁽²²⁾

② BGB-E445a 条 2 項

BGB-E445a 条 2 項は、BGB478 条 1 項に相当する。BGB478 条 1 項によれば、最終事業者が自己の供給者に対する権利（解除権、代金減額権ま

(22) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 41.

たは損害賠償請求権)を行使するには、期間設定を必要としない。瑕疵ある物を引き渡した売主とそれに対する権利を行使する買主との間では、本来、買主が「相当な期間」を定めた追完請求をすることが、解除、代金減額および損害賠償の要件となるところ (BGB437 条 2 号および 3 号)、事業者間の求償においては、この期間設定を不要としたものである。BGB-E445a 条 2 項もこれと同じく、売却された新規製造物に瑕疵があるため、売主がその物を引き取らなければならなかったとき、または買主が売買代金を減額したときは、売主が自己の供給者に対して BGB437 条に掲げる権利を行使するに際し期間の定めを要しないことを明らかにする。⁽²³⁾

③ BGB-E445a 条 3 項

BGB-E445a 条 3 項は、BGB478 条 5 項に相当する。BGB-E445a 条 3 項によると、売買契約の当事者が BGB14 条の意味での事業者であるときは、BGB-E445a 条 1 項および 2 項に基づく売主の求償に関する規定が、他の供給の連鎖において準用される。物の瑕疵に基づく不利益は、可能な限り瑕疵を発生させた事業者にまで及ぼすべきであるというのが、この規定の趣旨である。⁽²⁴⁾この規定により、売主は、買主に対して負担した追完費用を自己への供給者である事業者に対して求償することができる (1 項の準用)。また、売主は、売却された新規製造物に瑕疵があるため、その物を引き取らなければならなかったとき、または買主が代金を減額したときは、期間の設定をすることなく、自己への供給者である事業者に対し、BGB437 条に定める権利を行使することができる (2 項の準用)。

④ BGB-E445a 条 4 項

BGB-E445a 条 4 項は、BGB478 条 6 項に相当する。商法 (HGB) 377 条の規定は、BGB-E445a 条に基づく売主の求償に関する規定および BGB-E478 条に基づく事業者の求償に関する特則によって影響を受けないことが確認されている。したがって、求償関係にある事業者間において、

(23) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 42.

(24) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 42.

買主がHGB377条に定める検査義務および責問義務に違反した場合には、その供給者に対する求償は認められ⁽²⁵⁾ない。

(ii) BGB-E445b 条

BGB479 条（求償権の時効）

- (1) 前条第2項に定める費用賠償請求権は、物の引渡しから2年の時効にかかる。
- (2) 消費者に売却された新規製造物の瑕疵に基づいて事業者が自己の供給者に対して行使する第437条及び前条第2項に定める請求権の時効は、事業者が消費者の請求権に対して履行した時から早くとも2か月を経過した後に完成する。この完成停止は、供給者が物を売主に引き渡した時から遅くとも5年で終了する。
- (3) 前2項の規定は、債務者が事業者であるときは、供給の連鎖における供給者その他の買主がその売主に対して有する請求権について準用する。

BGB-E445b 条（求償権の時効）

- (1) 前条第1項に定める費用賠償請求権は、物の引渡しから2年の時効にかかる。
- (2) 売却された新規製造物の瑕疵に基づいて売主が供給者に対して行使する第437条及び前条第1項に定める請求権の時効は、売主が買主の請求権に対して履行した時から早くとも2か月を経過した後に完成する。この完成停止は、供給者が物を売主に引き渡した時から遅くとも5年で終了する。
- (3) 前2項の規定は、債務者が事業者であるときは、供給の連鎖における供給者その他の買主がその売主に対して有する請求権について準用する。

① BGB-E445b 条 1 項

BGB-E445b 条 1 項は、BGB479 条 1 項に相当する。BGB479 条 1 項は、売主の求償権が物の引渡しから2年の時効にかかることを定めており、B2C 契約の場合にのみ適用される売買の特則である。改正案は最終買主が「事業者」である場合にも売主の自己の供給者に対する求償を認めるため（BGB-E445a 条 1 項）、求償権の時効に係る規定の位置も、売買の特則（消費用動産売買）から売買総則へと移されることとなった⁽²⁶⁾。

② BGB-E445b 条 2 項

BGB-E445b 条 2 項は、BGB479 条 2 項に相当する。BGB-E445b 条 2 項

(25) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 42.

(26) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 42.

前段は、最終売主の有利となるように時効の特則を定めるものである。すなわち、買主からの瑕疵担保法上の権利行使に応じた売主の求償権の時効が、買主への義務の履行から2か月を経過するまでは完成しないことを定める。本条2項後段により、この完成停止は、供給者がその物を売主に引き渡した時から5年を経過すると効力を失う。⁽²⁷⁾

③ BGB-E445b 条3項

BGB-E445b 条3項は、BGB479 条3項に相当する。債務者が事業者であるときに、供給の連鎖における供給者その他の買主がその売主に対して求償権を行使する場合について、第1項および第2項の規定の準用を定めるものである。⁽²⁸⁾

IV 消費動産売買

1 消費動産売買／適用規定 (BGB-E474 条、475 条)

改正案は、消費動産売買の特則を定める BGB 第2編 (債務関係法) 第8章 (個別の債務関係) 第1節 (売買・交換) 第3款 (消費動産売買——BGB474 条から479 条まで)⁽²⁹⁾ にも変更を加えている。重要な改正は、BGB474 条が BGB-E474 条および同475 条の2つに分けて規定されること、BGB-E475 条4項および5項において EuGH (Weber/Putz) の判例が明文化されること、並びに、BGB-E475 条6項において事業者に対する消費者の追完費用の前払請求権を認める BGH の判例が明文化されることである。

(27) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 42.

(28) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 43.

(29) 第3款 (消費動産売買) は、BGB474 条 (消費動産売買の概念：適用規定)、475 条 (異なる合意)、476 条 (証明責任の転換)、477 条 (損害担保に関する特別)、478 条 (事業者の求償)、479 条 (求償権の時効) に関する規定を置く。

BGB474 条（消費用動産売買の概念：適用規定）

- (1) 消費用動産売買とは、消費者が事業者から動産を購入する契約をいう。当該契約が動産の販売のほかは事業者によるサービスの供給を目的とする場合も消費用動産売買とする。
- (2) この款で定める規定は、消費用動産売買について補充的に適用される。消費者が個人で参加できる公の競売で売却される中古品については、適用しない。
- (3) 債権者は、第 433 条に基づいて提供すべき履行の時期が定められておらず、他の事情からも明らかにならないときは、第 271 条第 1 項と異なり、当該履行を遅滞なく請求することができる。事業者は、この場合において、当該物を遅くとも契約締結後 30 日以内に引き渡さなければならない。契約当事者は、即時に当該履行を行うことができる。
- (4) 第 447 条第 1 項は、買主が運送代理店、運送人その他の送付の実施を決定する者又はそれを実施する施設に委託した場合で、かつ事業者が買主にこれらの者又は施設をあらかじめ指定していない場合にのみ、偶然的滅失又は偶然的毀損の危険が買主に移転するというように適用する。
- (5) 第 439 条 4 項の規定は、この款で定める売買契約については、使用利益の返還又はその価値の賠償は認められないというように適用する。第 445 条及び第 447 条第 2 項は、適用しない。

BGB-E 474 条（消費用動産売買）

- (1) 消費用動産売買とは、消費者が事業者から動産を購入する契約をいう。当該契約が動産の販売のほかは事業者によるサービスの供給を目的とする場合も消費用動産売買とする。
- (2) この款で定める規定は、消費用動産売買について補充的に適用される。消費者が個人で参加できる公の競売で売却される中古品については、適用しない。

BGB-E475 条（適用規定）

- (1) 債権者は、第 433 条に基づいて提供すべき履行の時期が定められておらず、他の事情からも明らかにならないときは、第 271 条第 1 項と異なり、当該履行を遅滞なく請求することができる。事業者は、この場合において、当該物を遅くとも契約締結後 30 日以内に引き渡さなければならない。契約当事者は、即時に当該履行を行うことができる。
- (2) 第 447 条第 1 項は、買主が運送代理店、運送人その他の送付の実施を決定する者又はそれを実施する施設に委託した場合で、かつ事業者が買主にこれらの者又は施設をあらかじめ指定していない場合にのみ、偶然的滅失又は偶然的毀損の危険が買主に移転するというように適用する。
- (3) 第 439 条第 5 項は、使用利益の返還又はその価値の賠償は認められないというように適用する。第 445 条及び第 447 条第 2 項は、適用しない。
- (4) 事業者は、第 275 条第 1 項に基づいて追完方法の一方が排除される場合

又は当該事業者が第 275 条第 2 項又は第 3 項若しくは第 439 条第 4 項第 1 文に基づいてこれを拒絶することができる場合において、第 439 条 4 項に基づく過大な費用がかかることを理由に、他の追完方法を拒絶することができない。当該事業者は、他の追完方法に第 439 条第 2 項又は第 3 項第 1 文後段により過分の費用がかかるときは、費用賠償を相当な額に制限することができる。この額の算定については、特に、瑕疵のない状態での物の価値及び瑕疵の程度を考慮する。

- (5) 第 440 条前段は、売主が前項第 2 文に基づいて追完を制限する場合に適用する。
- (6) 消費者は、事業者に対し、第 439 条第 2 項及び第 3 項第 1 文に基づく追完により発生し、事業者が負担する費用について前払を請求することができる。

(i) BGB-E474 条

BGB-E474 条 1 項は、BGB474 条 1 項と同様に、消費動産売買の定義規定を置く。内容の変更はない。BGB-E474 条 2 項も、BGB474 条 2 項の内容の変更を伴うことなく、消費動産売買について第 3 款（消費動産⁽³⁰⁾売買）の規定を補充的に適用することを定める。

(ii) BGB-E475 条

BGB-E475 条は、消費動産売買に適用される規定を置く。とくに重要な規定は、第 4 項から第 6 項までの規定である。

(30) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 43.

① BGB-E475 条 1 項

BGB-E475 条 1 項は、BGB474 条 3 項に相当する。内容の変更はない。⁽³¹⁾

② BGB-E475 条 2 項

BGB-E475 条 2 項は、BGB474 条 4 項に相当する。ここでも内容の変更はない。⁽³²⁾

③ BGB-E475 条 3 項

BGB-E475 条 3 項は、BGB474 条 4 項に相当する。BGB439 条 4 項が BGB-E439 条 5 項となるため、それと平仄を合わせる形で BGB-E475 条 3 項で編集上の修正が行われているが、実質的な内容の変更はない。この規定は、買主が売主に対して瑕疵のない物の代物給付を受けるまでに瑕疵ある物を使用したことで得た利益（使用利益）の返還を行う必要があるかどうか⁽³³⁾が争われた EuGH (Quelle) の判例を明文化したものである。EuGH (Quelle) は、結論において、消費者の使用利益返還義務を否定した。BGB-E475 条に規定が置かれていることから分かる通り、この規定は B2C 契約にのみ適用される。⁽³⁴⁾

④ BGB-E475 条 4 項

BGB-E475 条 4 項は、現行法には規定が置かれていない。BGB-E439 条 4 項 (BGB439 条 3 項) は、その第 3 文において、追完費用の絶対的過分を理由とする売主の追完拒絶権を定める。費用の過分性を理由に買主の追完請求権が制限される場合について、BGB-E439 条 4 項 (BGB439 条 3 項) は 2 つの場合を定めており、1 つは、買主の求める追完方法に他の追完方法と比べて過分の費用が生じる場合（相対的過分）、もう 1 つは、確定された一方の追完方法それ自体について過分の費用が生じる場合（絶対的過分）である。すなわち、売主は、買主が選択した追完方法（たとえば、代物給付）に他の追完方法（たとえば、修補）と比べて過分の費用が生じると

(31) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 43.

(32) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 43.

(33) EuGH v. 17. 4. 2008, Rs. C-404/06, NJW 2008, 1433 (Quelle).

(34) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 43.

きは、その追完（代物給付）を拒絶することができ（相対的過分を理由とする追完拒絶）、このとき買主の請求権は他の追完方法（修補）に制限されるが、さらに、その確定された追完方法（修補）それ自体に過分の費用が生じるときは、BGB275 条 2 項および 3 項により、売主は、当該追完（修補）をも拒絶することができる（絶対的過分を理由とする追完拒絶）。

(a) 絶対的過分を理由とする売主の追完拒絶権の制限

しかしながら、BGB-E475 条 4 項 1 文は、この絶対的過分を理由とする売主の追完拒絶権が B2C 契約において制限されることを規定する。EuGH（Weber/Putz）判決によれば、事業者は、修補と代物給付という追完方法のうち一方が他方よりも多くの追完費用を生じる場合に消費者が選択した内容での追完を拒絶する権利を有する（相対的過分を理由とする追完拒絶権）。しかし、両方の追完方法のうち、一方のみ追完が可能な場合において、事業者は、消費動産の契約適合的な状態を回復させるその唯一の救済を費用の過分性を理由に拒絶することができない⁽³⁵⁾。そのため、消費者が唯一可能な追完を求めた場合に、その追完に過大な費用が生じることを理由に事業者の追完拒絶権を認める BGB439 条 3 項 3 文は EU 法に適合しない。BGB-E475 条 4 項 1 文は、現在、BGB439 条 3 項の下で生じているこの指令不適合な状態を是正し、B2C 契約において絶対的過分を理由とする事業者の追完拒絶権を制限する提案を行うものである。

(b) 事業者の限定的な給付拒絶権

もともと、事業者が追完費用を無限定に引き受けなければならないとすれば、事業者にあまりに酷な結果が生じる。EuGH（Weber/Putz）判決も、追完費用の絶対的過分を理由とする売主の追完拒絶権を否定する原則に対し、一つの例外を認めていた。すなわち、唯一可能な追完（Weber/Putz 事件では代物給付）について、瑕疵ある物の取外しおよび瑕疵のない物の取付けにより費用が過分となる場合に、この取付けおよび取外しに係る消費者の費用賠償請求権が必要に応じて「相当な額」に制限されるこ

(35) Vgl. EuGH, NJW 2011, 2269, 2274 (Rn. 74, 78) (Weber/Putz).

とは否定されないという。⁽³⁶⁾BGB-E475 条 4 項 2 文は、この判例法理を明文化するものである。事業者は、この規定により、追完に絶対的に過大な費用が生じる場合において、消費者の費用賠償を「相当な額」に制限する旨の抗弁を主張することができる。⁽³⁷⁾

(c) 「相当な額」の算定

BGB-E475 条 4 項 3 文は、「相当な額」の算定にあたり、「瑕疵のない状態での物の価値及び瑕疵の程度」を考慮すると定める。さらに、政府草案によれば、高水準の消費者保護を確保するという消費動産売買指令の目的も同時に考慮しなければならない。⁽³⁸⁾EuGH (Weber/Putz) 判決もこれと同旨を述べていた。⁽³⁹⁾政府草案では、「相当な額」の算定は、最終的には裁判所が個別事情に応じて行わざるを得ないとされている。⁽⁴⁰⁾

⑤ BGB-E475 条 5 項

事業者が BGB-E475 条 4 項 2 文に基づく限定的な追完拒絶権を行使した場合、BGB-E475 条 5 項が準用する BGB-E440 条前段に基づいて、消費者は、追完のための期間を設定することなく、他の救済を求めることができる。つまり、消費者は、事業者が追完費用の賠償を「相当な額」に制限する旨の抗弁を主張したときは、即時に、代金減額や契約解除権を行使することができる。⁽⁴²⁾EuGH (Weber/Putz) 判決もこれと同旨を述べていた。同判決によれば、消費者が取付けおよび取外しにかかる費用を一部しか賠償してもらえない場合、消費者に重大な不利益が生じるが、消費者が

(36) Vgl. EuGH, NJW 2011, 2269, 2274 (Rn. 78) (Weber/Putz).

(37) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 43 f.

(38) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 44.

(39) Vgl. EuGH, NJW 2011, 2269, 2274 (Rn. 74) (Weber/Putz).

(40) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 45.

(41) BGB-E440 条（解除及び損害賠償に関する特別）：下線部が現行法からの変更である。

第 281 条 2 項及び第 323 条 2 項に該当する場合のほか、売主が第 439 条 4 項〔筆者注：現行第 439 条 3 項〕により両方の追完を拒絶するとき、買主に認められた追完が失敗に終わったとき、又は買主に期待することができないときも、期間を定めることを要しない。修補を 2 回試みても成功しなかったときは、特に物又は瑕疵の種類その他の事情から成功しなかったといえない限り、修補は、失敗に終わったものとみなす。

(42) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 45.

この不利益を甘受するいわれはなく、追完に代えて即時に代金減額権または契約解除権を行使できるとい⁽⁴³⁾う。

⑥ BGB-E475 条 6 項

BGB-E475 条 6 項は、BGB-E439 条 2 項、3 項 1 文および 2 文により事業者が負担する追完費用について、消費者が事業者に対して前払いを請求できることを定める。BGH は、この消費者の前払請求権をすでに現行法の解釈上認めている⁽⁴⁴⁾。BGB-E475 条 6 項は、この BGH の判例を明文化するものである⁽⁴⁵⁾。

2 その他

(i) BGB-E476 条 (異なる合意)

BGB-E476 条は、BGB475 条に相当する。BGB475 条は、BGB433 条から 435 条まで、437 条および 439 条から 443 条まで、並びに第 3 款 (消費動産売買) に定める規定を消費者の不利に変更する合意の禁止を定める。上述した通り、BGB-E475 条には新たに「適用規定」に関する規定が置かれたため、編集上の都合から、条文番号を 1 つ移動させ、BGB475 条を BGB-E476 条とする改正を行っている。内容の変更はない⁽⁴⁶⁾。

(ii) BGB-E477 条 (証明責任の転換)

BGB475 条が BGB-E476 条に移動したことにより、BGB476 条は BGB-E477 条に移動する。BGB476 条は「危険移転から 6 か月内に瑕疵が生じるときは、危険移転時に物の瑕疵があったものと推定する。」と規定し、物の瑕疵に関する買主の証明責任を転換する規定を置く。ここでも、内容の変更はない⁽⁴⁷⁾。なお、BGB477 条は、後述するように、BGB-E479 条に移動する⁽⁴⁸⁾。

(43) Vgl. EuGH, NJW 2011, 2269, 2274 (Rn. 77) (Weber/Putz).

(44) Vgl. BGH, NJW 2011, 2278, 2281 (Rn. 37).

(45) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 45.

(46) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 45.

(47) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 45.

(48) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 45.

(iii) BGB-E478 条（事業者の求償に関する特則）

上記Ⅲ 2 で見た通り、BGB478 条は、事業者の求償を定める規定であり、売買の特則とされていた。しかし、改正案では、売主の求償に関する規定が、売買総則で定められる（BGB-E445a 条）。そこで、BGB-E478 条は、現在の BGB478 条（事業者の求償）の規定を一部削除および一部修正した上で、新たに消費動産売買における「事業者の求償に関する特則」を定めることになる。⁽⁴⁹⁾

(iv) BGB-E479 条（損害担保に関する特則）

求償権の時効について定める BGB479 条は、改正案の下では BGB-E445b 条に移される。これによって空白になる BGB479 条には、損害担保に関する特則を定める BGB477 条の規定がそのまま挿入される。⁽⁵⁰⁾

V おわりに

ここまで、ドイツ売買法改正案の内容を概観した。今回の改正の意義は、とくに EuGH（Weber/Putz）が示した判例規範を BGB で明文化した点にある（BGB-E439 条 3 項 ——「追完の範囲」、同 475 条 4 項および 5 項 ——「売主の追完拒絶権の制限」）。BGB-E439 条 3 項は、B2B 契約にも適用される売買総則に位置づけられており、EuGH（Weber/Putz）判決の射程をいっそう拡大するものであるが、このような規定の仕方は BGB の透明性という観点から望ましいといえる。また、この規定により、従来、自己の売主（事業者）と買主（消費者）との間で「サンドイッチ状態」に置かれていた事業者の保護が図られることとなった。この点は実務上重要な意義をもつ（上記Ⅲ 1）。

(49) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 45 f.; Stephan Lorenz, Unternehmerregress (§ § 478, 479 BGB), JuS 2016, 872, 874 f.; 証明責任の軽減を定める BGB478 条 3 項（BGB-E478 条 1 項）、求償における強行規定を定める BGB478 条 4 項（BGB-E478 条 2 項）および債務者が事業者であるときに供給の連鎖における供給者その他の買主の売主に対する請求権について 1 項および 2 項を準用する BGB478 条 5 項（BGB-E478 条 3 項）が残される。

(50) Vgl. BT-Drucks. 18/8486, S. 46.

BGB-E439 条 3 項の新設と同時に、BGB-E445a 条および同 445b 条で「売主の求償」および「求償権の時効」に関する規定が新設された。現行法の下では、最終買主が「消費者」である場合にのみ認められていた事業者の自己の供給者に対する求償が、改正案では最終売主が「事業者」である場合にも認められることになった。この規定により、事業者たる買主に新規製造物を売却した売主が、供給者と買主との間で一方的な不利益を押し付けられることなく、自己の供給者に対して求償する可能性が開かれる（上記Ⅲ 2）。

改正案は、BGB 第 2 編第 8 章第 1 節第 3 款に消費動産売買に関する多くの特則を残している（上記Ⅳ）。したがって、今後も、一般売買法と消費者売買法との並存した状態が続くことになる。とりわけ、改正案の下では、次の 2 つの EuGH の判例が B2C 契約においてのみ効力を有するとされている点に留意する必要がある。1 つは、代物給付の際の消費者の使用利益の返還またはその価値の賠償に係る義務を否定する EuGH (Quelle) の判例である。この判例を明文化した BGB-E475 条 3 項は、消費動産売買の箇所に置かれていることから明らかなように、B2C 契約にのみ適用される。同じく、追完費用の絶対的過分を理由とする売主の追完拒絶権を制限する EuGH (Weber/Putz) の判例も、BGB-E475 条 4 項により、B2C 契約においてのみ効力を有する。このドイツ法の状況は、売買の規律のなかに、一般売買法に組み込むことができない消費者売買特有の規定があることを示しており、売買の規律のあり方を二元的に考察する必要があることを示唆する。ヨーロッパ法の影響を直接に受けるドイツとわが国との間には多くの異なる事情があるが、一般売買法と消費者売買法との関係をどう見るべきかという重要な問題を考えるうえでも、ドイツ法の現在の状況は一定の示唆を与えると思われる。